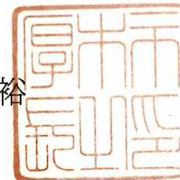


令和7年3月25日

社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会
会長 宮田 幸紀 様

厚木市長 山口 貴裕



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和7年3月25日 から 令和12年3月24日 まで